



豆田ゆう子の
9月議会報告

～生活って政治！！ Let's 市民力～

9月議会は、9月3日から9月21日まで19日間開催されました。
平成29年度決算を認定、9議案を可決。議員発議の意見書は1件を可決、1件を否決し、「原崎市長に対する問責決議」を賛成少数にて否決しました。
議案には、小中学校の空調設備に係る実施設計の補正予算が含まれます。



ふくおか
市民政治・ネットワーク

◇その香り、本当に必要ですか？ ～「香り」に含まれる化学物質に苦しんでいる人がいます～



※化学物質過敏症：何らかの化学物質に大量にさらされたり、または、微量だけでも繰り返しさらされると発症する。ある日突然に発症し、誰にでも発症の可能性がある。頭痛やめまい、倦怠感や筋肉の痛み、記憶力・集中力の低下などの体調不良に悩まされる。

昨年7月26日、8月1日に、日本消費者連盟が「香害110番」を開設し、二日間で213件の訴えが寄せられています。近隣の洗濯物の柔軟剤や洗剤などのおいにより、

呼吸困難、吐き気、脱力感、のどの腫れ、顔の筋肉のこわばり等・
深刻な体調不良を訴えるものもありました。

香料成分には多くの化学物質が使われています。香料に含まれる化学物質により、※化学物質過敏症を発症している状態です。

私達は、知らないうちに被害者になるかもしれませんし、加害者になることも考えられます。

香料についての具体的な法的規制はありませんが、特に公共施設（学校・幼稚園等の子どもの施設を含む）では、香料自粛の取り組みが必要です。



答弁：今後研究し、効果的な啓発方法を検討。

◇「学校に行くのが当たり前」と思っていないませんか？

夏休みが終わり、子ども達が学校に戻ってきました。。

でも、ちょっと待ってください。

平成28年「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」が制定されました。この法律は学校以外の場所での学習権を保障するというものです。

福津市の学校以外の学習場所は、「適応指導教室ひだまり」だけです。教室に通うと学校の出席に数としてカウントされます。FUCSTAやエンゼルスポットを、ひだまりと同様の施設として位置づけ出席日数としてカウントすることは、“基本的に校長と学校と保護者の間の中で十分な連携協力がとれればできるようになっている”とされますが、保護者には知らされていない状況です。ひだまりでは、プリントによる学習がされていますが、ALT（英語指導）の先生などは来室しません。学習の機会が確保されているとは言えません。

適応指導教室から「教育支援センター」へ

適応指導教室は、平成15年に「教育支援センター」と名称変更し、内容を充実させるとされていました（文科省）。今回、名称変更と内容充実を提案しました。福津市教育委員会では、平成31年度より名称を変更し、内容の充実に向けて検討・協議が始まります。

議案より



原崎市長への問責決議*

問責理由：福間小学校の管理棟への空調設置（希望するところへ設置されてない）など、市民は市長の教育行政に失望し、怒りを訴えている。市長の決断力と行政執行における統率力は、市民の福祉向上に向けられていない。市長と議会の信頼関係も失われている。

ネットの考え方：問責決議の事実確認を行ったが、今回の内容に反していた。事実誤認からの決議だと考える。発議自体が意味をなさないと判断し、反対としました。

→賛成少数につき否決

※問責決議：首長や議員の不適当な発言や言動に対し、ふさわしくない、責任を問う必要があると議会が判断した場合に提出される。過半数で可決されるが、法的拘束力はない。

